

保存版

エステート鶴牧４・５住宅管理組合 〔震災時対応マニュアル〕



平成２６年５月

エステート鶴牧４・５住宅管理組合
防災・防犯対策管理委員会

目 次

1. 各戸の対応	1
2. 管理組合の対応.....	2
発災期。地震発生後、1日目の活動	2
被災生活期。地震発生後 2～3日目の活動.....	4
復旧期。地震発生後 4日目以降の活動	4
震災対応予定施設.....	4
3. その他.....	5
安否確認ステッカー（平成 25 年 10 月配布版）の見本	6
震災時の活動フロー	7
防災マップ.....	8
多摩市の対応について（管理組合によるヒアリング結果）	9

1. 各戸の対応

①まず住戸内で自分や家族の身の安全を確保する。

- 家具類の転倒や物の落下から身を守るために、机の下などで揺れのおさまるのを待つ。
- 体の不自由な人や乳幼児については、普段から落下、転倒するものを周辺に置かないように心がける。
- 強い揺れが続いている間はむやみに戸外に出ると、かえって危険です。

②揺れがおさまったら、火元を確認する。

- 火災が発生した場合は、落ち着いて消火器等で初期消火を行う。

③避難路を確保する。

- 玄関や窓を開け、避難路を確保する。
- 各戸には2方向の避難路があるので、日ごろよりそれを確かめておく。
- 玄関が開けられたら、玄関外に出て、階段、踊場などの損壊状況を調べる。
- もし避難路を確保できない場合は、ベランダや窓に目立つ色のタオル、毛布等を出す。

④災害情報を入手する。

- 揺れがおさまり、家族の身の安全が確認されたら、携帯ラジオや市の防災行政無線等で災害情報を収集する。防災行政無線の内容は、042-338-6910（自動音声応答）で確認できます。

⑤安否確認ステッカーを掲示する — 震度5強以上

- 住戸内の家族の身の安全が確認され、揺れが震度5強以上だったときは、『安否確認ステッカー』を玄関の外に掲示する。
- 階段委員は自階段室の担当各戸を見回りし、要支援者宅は訪問して安否確認を行い、『住民安否確認票』で防災対策本部に報告する。

⑥設備の安全を確保する。

- 避難のときは、電気ブレーカを落とし、ガス、水道は元栓を閉める。
- トイレは簡易トイレ等で対応し、排水管の状況が確認できるまで使用しない。

⑦避難所への移動準備。

- 震災により自宅での生活が不可能になった住民（以下、生活不可能者と略す。）は、避難用品、貴重品を持って第一集会所に移動して下さい。

- 避難所（南鶴牧小学校）開設までの間、仮避難所を第一集会所に開設します。
- 第一集会所 → 避難所へは防災対策本部で避難誘導します。
（避難所（南鶴牧小学校）は震度 6 弱で開設されます。）

⑧災害ボランティア活動への参加。

- 自分や家族の身の安全を確保した後、災害時のボランティア活動に協力できるようであれば、防災対策本部に申し出る。

日頃の備え

- ・ 災害に備えて、各家庭で飲料水、食料品、医薬品、粉ミルク、おむつ、懐中電灯、携帯ラジオなど非常持出品や、簡易トイレなど最低 3 日分は備蓄しておきましょう。
- ・ 家具類の転倒、落下、移動防止、ガラスの飛散防止などを徹底しておきましょう。

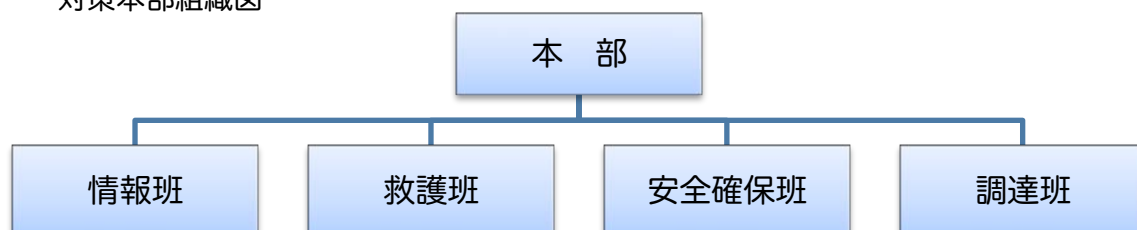
2. 管理組合の対応

〔発災期。地震発生後、1 日目の活動〕

①防災対策本部の設置（震度 5 強以上）

- 防災・防犯対策管理委員、理事・監事（以下、理事会役員と略す。）は、自身や家族の安全を確保した後、速やかに第一集会所へ集まり、直ちに第一集会所または第一集会所付近に防災対策本部（以下、対策本部と略す。）を設置する。対策本部は別に定める「防災対策本部設置・運営マニュアル」に基づき、本部、情報班、救護班、安全確保班、調達班から編成する。
- 階段委員は担当の住戸を訪問し、安否確認を行い、予め定められた『住民安否確認票』に記入し、対策本部に報告する。負傷者、要救護者、建物損壊等についても報告し、報告後は本部の指示により各班に編入する。

対策本部組織図



②本部および各班の役割

- 本部

各班の活動を統括するとともに、情報班が収集した団地内外の情報を基に状況を時々刻々判断し、必要に応じて情報班を通して各班や住民に伝えたり、行動を指示する。特に要支援者の救護および各住戸の安否確認を最優先にして指示する。また、玄関が開かないなど要救出者や負傷者が発見されたら、救護班に出動を指示する。

倒木、落下物等で避難路の確保が困難な場所については、安全確保班に出動を指示する。

安否情報をまとめ、市役所、消防、警察等（以下、公的機関と略す。）へ報告する。避難所が開設された場合は運営委員を派遣する。

- 情報班

階段委員からの安否情報および団地内外の情報を迅速に収集し、本部、住民に伝える。また、本部からの指示・伝達を各班・住民に伝える一方、各班・住民・公的機関からの情報・要請事項を本部に伝える。

安否情報板、災害情報板、伝言板・譲り合い掲示板の設置および管理を行う。

- 救護班

階段委員および一般住民からの情報を基に負傷者・要救出者の救出・援護・避難誘導にあたる。一時救護所（第一集会所）の設営、負傷者の応急手当を行う。

救急用品および救護用具の準備、配置をする。

団地内の安否確認ステッカー未掲示宅、負傷者および避難困難者の探索活動を行う。

- 安全確保班

階段委員および一般住民からの情報を基に避難路の安全確保や初期消火、防犯活動を行う。

救出用品および安全確保用具の準備、配置をする。

団地内の避難路・建物の安全点検活動を行う。

生活不可能者のための仮避難所（第一集会所）の開設を準備する。

生活不可能者の避難所（南鶴牧小）への誘導を準備する。

- 調達班

各班が必要とする資機材の出庫、供給作業をする。

非常用飲料水・食料などの調達・配布、炊き出しをする。

南野給水所への飲料水調達の準備をする。

〔被災生活期。地震発生後 2～3日目の活動〕

- 本部
情報班を通じ団地内外の情報収集に努め、必要に応じて各班、住民に伝えたり、指示する。団地内居住住民の生活維持対策を考える。
- 情報班
引続き団地内外の情報を収集して本部に報告する一方、公的機関等と連絡を取り、公的機関の支援情報（避難所・救護所・2次避難所、支援物資等）を収集して本部に報告する。要支援者宅へのフォローアップ活動（訪問活動）を継続する。
- 救護班
救護活動を継続するとともに、一時救護所（第一集会所）の運営を継続する。
避難所（南鶴牧小学校）、救護所（鶴牧中学校）、2次避難所・福祉避難所（トムハウス）の開設に伴い、移動方法を考え、負傷者や病人、要支援者の搬送を実施する。
- 安全確保班
団地内・周辺敷地の避難路・建物、設備の安全確保を継続するとともに防犯・防火活動を続ける。
生活不可能者のための仮避難所（第一集会所）の運営を継続する。
生活不可能者の避難所（南鶴牧小）への誘導を本部の判断により実施する。
- 調達班
引き続き非常用飲料水・食料などの調達・配布、炊き出しを行う。
南野給水所への飲料水調達を行う。

〔復旧期。地震発生後 4日目以降の活動〕

- 本部の状況判断により、各部の活動を徐々に縮小させ、平常時の体制へ移行していく。

震災対応予定施設一覧

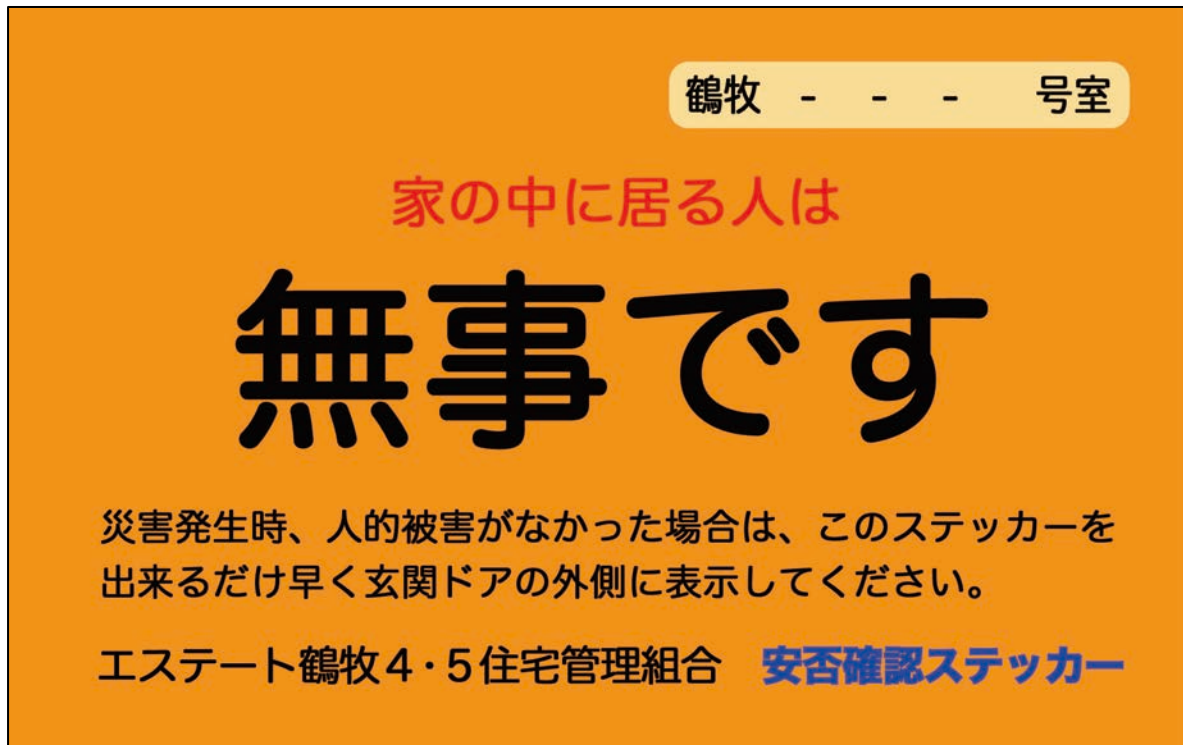
防災対策本部：第一集会所
仮 避 難 所：第一集会所
一 時 救 護 所：第一集会所
避 難 所：南鶴牧小学校
救 護 所：鶴牧中学校
2次避難所（介護センター）：トムハウス
給 水 所：南野給水所（一本杉公園）

3. その他

- 平成25年度防災訓練に先立って全戸配布した「安否確認ステッカー」の見本と「震災時の活動フロー」および「エステート鶴牧4・5防災マップ（平成25年度版）」を巻末に添付します。
- 震災時の多摩市の対応について、多摩市防災安全課の防災担当者にヒアリングした結果を参考資料として巻末に添付します。
- 住宅を売買される場合は、新入居者に「安否確認ステッカー」と本書「震災時対応マニュアル」の引き継ぎをお願いします。
- 「安否確認ステッカー」あるいは本書を紛失あるいは破損してしまった場合は、管理事務所にお問い合わせください。

安否確認ステッカー（平成 25 年 10 月配布版）の見本

表面（非常時掲示面）

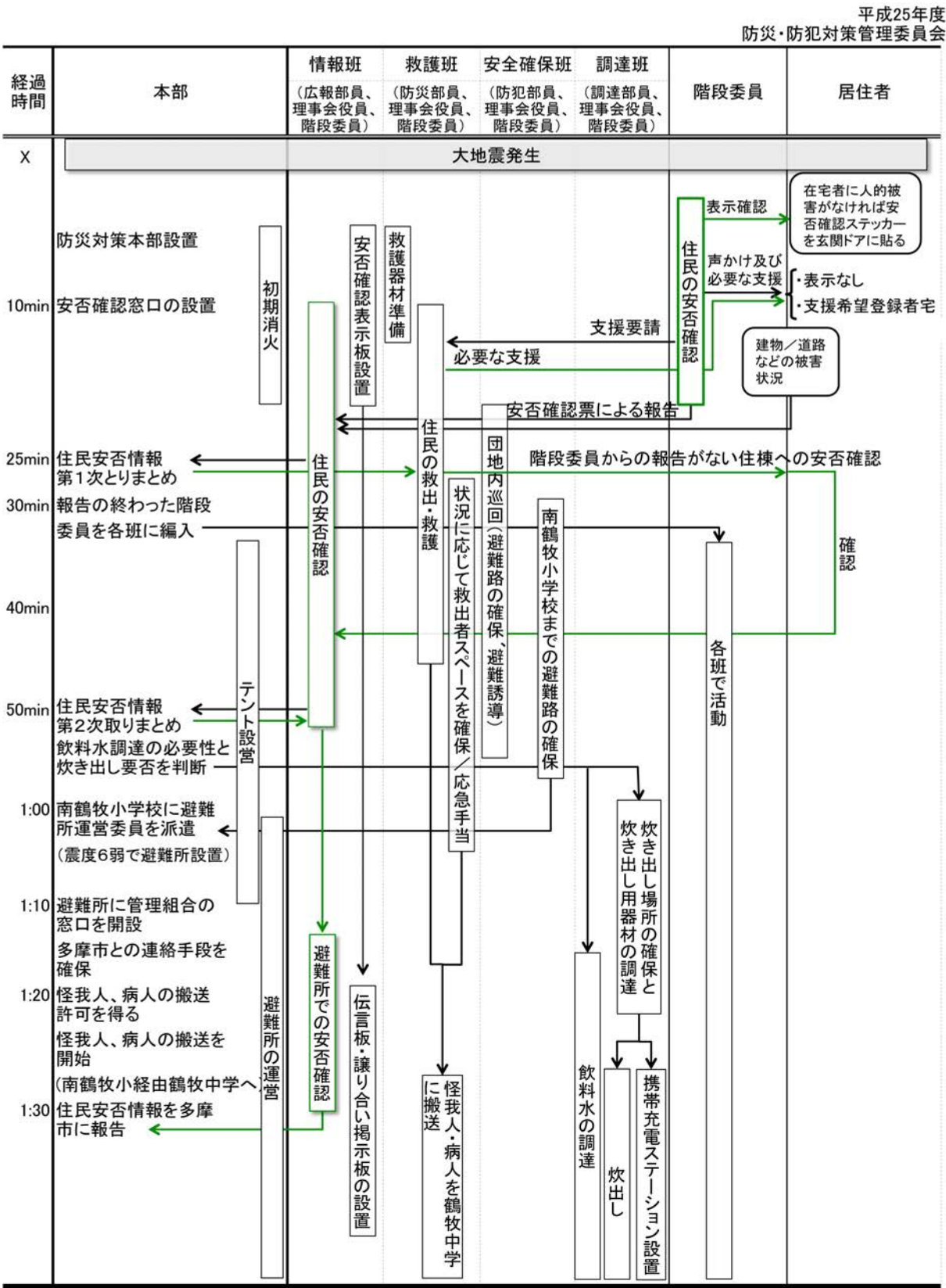


裏面（通常時掲示面）



※次回配布するまでは、この安否確認ステッカーを使用しますので、大切に保管願います。

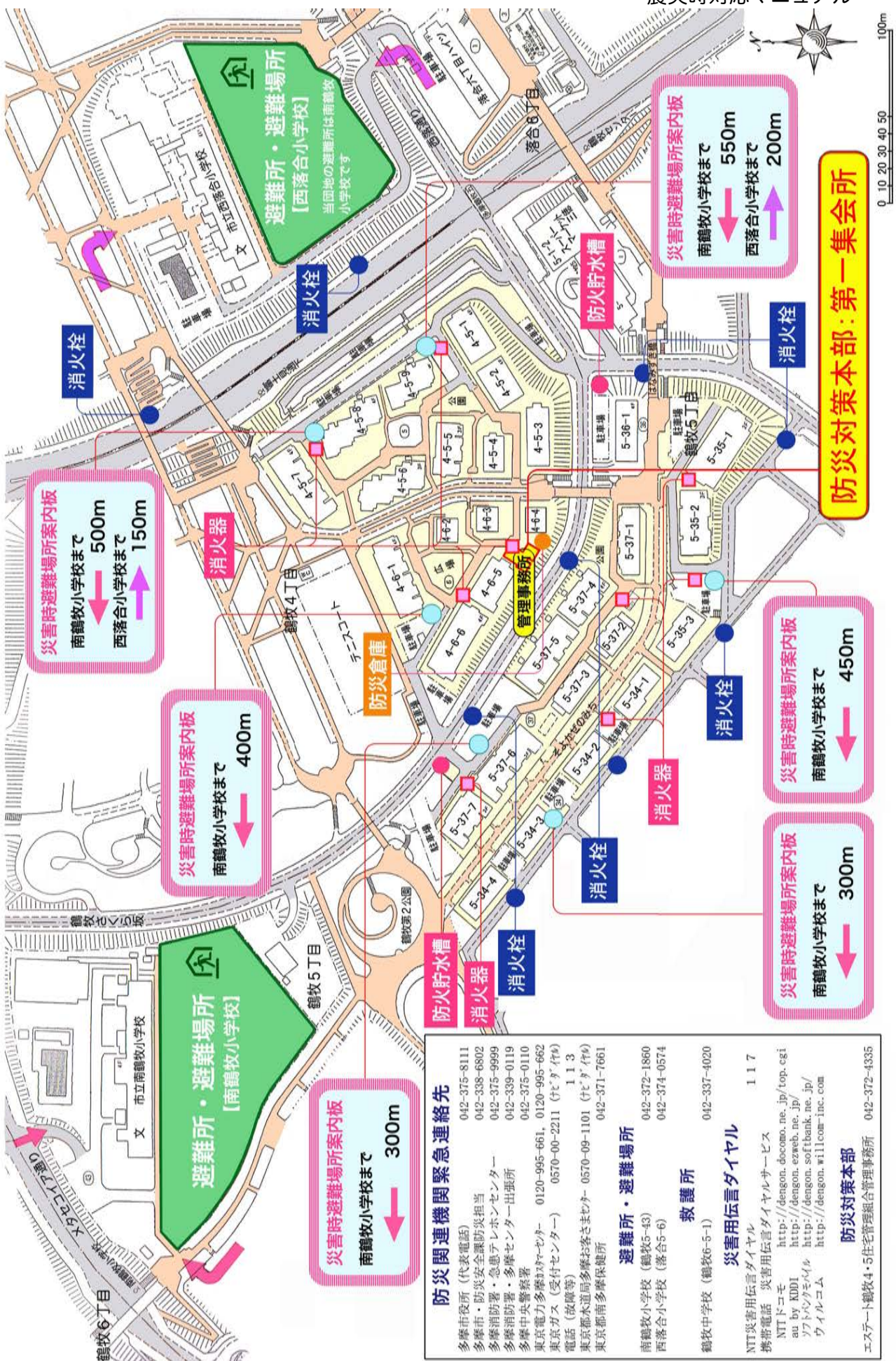
震災時の活動フロー



エステート鶴牧4.5 防災マップ 保存版

2014.04 改訂
エステート鶴牧4・5住宅管理組合
防災・防犯対策管理委員会

■ 避難所・避難場所 ● 避難場所案内板位置 ● 消火栓位置 ● 防火貯水槽位置 ■ 消火器位置 ■ 防災倉庫 ■ 防災倉庫



防災関連機関緊急連絡先

多摩市役所 (代表電話)	042-375-8111
多摩市・防災安全課防災担当	042-338-6802
多摩消防署・緊急テレホンセンター	042-375-9999
多摩消防署・多摩センター出張所	042-339-0119
多摩中央警察署	042-375-0110
東京電力多摩センター	0120-995-661, 0120-995-662
東京ガス (受付センター)	0570-00-2211 (代) (夜)
電話 (故障等)	113
東京都水道局多摩お客さまセンター	0570-09-1101 (代) (夜)
東京都南多摩保健所	042-371-7661
避難所・避難場所	
南鶴牧小学校 (鶴牧5-43)	042-372-1860
西落合小学校 (落合5-6)	042-374-0574
救護所	
鶴牧中学校 (鶴牧6-5-1)	042-337-4020
災害用伝言ダイヤル	
NTT災害用伝言ダイヤル	117
携帯電話 災害用伝言ダイヤルサービス	
NTTドコモ	http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
au by KDDI	http://dengon.auweb.ne.jp/
ソフトバンクモバイル	http://dengon.softbank.ne.jp/
ウィルコム	http://willcom-inc.com
防災対策本部	
エステート鶴牧4・5住宅管理組合管理事務局	042-372-4335

多摩市の対応について（管理組合によるヒアリング結果）

震災時の多摩市の対応について、平成 25 年 8 月 8 日に多摩市防災安全課の防災担当者にヒアリングしました。その結果を以下に示します。

- 震度 6 弱で市役所に全職員が参集
多摩市災害対策本部を設置するが、多摩市と消防、警察等の行政は災害発生後 7 2 時間は救助活動を優先する。
- 震度 6 弱で避難所を開設する。
避難所の運営は市民でお願いしたい。
市は 1 ～ 2 名の職員を派遣する。学校の管理責任者（副校長 1 名）、自主防災組織、自治会・管理組合、避難所の利用者等で管理運営していただきたい。
役割分担は避難所運営協議会を設置し、その中で決めていただければよい。
- 救護所を「鶴牧中学校」に開設する。
避難所に避難してきた病人、怪我人は市の職員が順位をつけて、救護所に移す。
緊急性があればこの限りでない。（運ぶことが出来れば、怪我人を直接救護所（鶴牧中学校）に運び込んでくれてもよい。
- 2 次避難所（福祉避難所）は「トムハウス」に開設する。2 時避難所は、「主に、災害時要援護者用」である。
個人で行っても受け付けてもらえない。避難所を通して利用してもらうことになる。
- 基本は家庭で。
自宅にすることが出来ない（生活不可能）といった理由がない限り、自宅で過ごしてほしい。各家庭には 3 日分を目途に非常食の備蓄をお願いしたい。避難所へ避難するのは自宅での生活不可能者のみとしてほしい。
- 個人の対応。
自分の身の安全を図る → 火の始末（ガス・電気の元を止める）→ 自主防災組織等が定める一時避難場所（公園等）
- 消防への連絡。
緊急性のあるものだけにしたい（初期消火できなかった火事、建物が倒壊して人が下敷きになっている場合など）。
動ける怪我人は避難所へ、場合によっては救護所（鶴牧中学校）へ直接行って欲しい。
- 給水所について。
南野給水所（一本杉公園）と中央公園にある。南野給水所は東京都水道局の管理で常時水道水を貯めてある。

震災時は蛇口とホースを取り付けて給水出来るようにするが、普段は平日しか都の職員はいないので利用出来ない。中央公園は井戸水なので、2次的なものと考えて最初から開ける予定はない。

- 管理組合への要望。

地域で住民の状況（安否確認、被害の状況など）をまとめてもらえるとありがたい。怪我人、病人のリストを作成して、避難所に知らせて欲しい。どこに搬送するかについては市が指示する。

災害発生時、援護が必要な方は、予め市に登録して欲しい。

避難所においては、震災時の必要な品をリストにし、避難所担当者に連絡して欲しい。

以 上